

第3章 分野別方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本方針

都市と自然との共生を維持していくためには、都市的土地利用と自然的土地利用をバランス良く区分し、中心市街地や郊外の低未利用地を有効活用することにより、市街地の拡大を抑えながら、それぞれの土地利用が将来にわたって保たれることが重要です。

このため、都市機能の集積を図るゾーンや住宅地の形成を図るゾーン、あるいは田園や森林を保全するゾーンなど、ゾーンごとの役割を明確にし、それぞれの役割を発揮するための適切な土地利用の規制・誘導を図ります。さらに、都市としての一体性を確保し、健全で合理的な土地利用の推進や効率的な都市基盤整備を進めていくため、都市計画区域の見直し、用途地域の指定について検討していきます。（ゾーンについては、P32 ゾーン区分図参照）

1-2 主要施策

(1) 都市的土地利用

①住宅地(ゆとりある居住環境の形成)

- 一般市街地ゾーンでは、ゆとりある良好な居住環境を形成する区域として、主に住居系土地利用を中心としたまちづくりを進めます。
- 一般市街地ゾーンで、用途地域が指定されていない、いわゆる「白地地域」においては、用途地域の指定について検討し、良好な居住環境を創出します。
- 地区計画が定められている地区では、それぞれの特性にあった良好な住宅地として維持・保全を図ります。
- まちづくりへの意欲の高い地域では、住民意向に基づき、住宅地にふさわしい環境創出のため、地区計画、建築条例、建築協定の活用などにより、まちづくりのルール化を支援します。
- 低廉かつ適正規模の住みやすい住宅を維持するため、飯塚市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化や地区の住宅需要などの状況に応じた市営住宅の建替・改善を促進します。
- 高齢者や障がい者が、安心して住み続けることのできるように、バリアフリー化などの住宅改善に向けた支援を行います。

②複合住宅地(街なかにおける職住複合の土地利用の誘導、居住環境との調和の取れた土地利用の誘導)

- 高度都市機能集積ゾーンと都市機能集積ゾーンでは、街なかの賑わいに繋がる定住人口の増大を図るため、商業・業務、医療・福祉、教育機能などとの複合による中高層住宅を中心とした土地の高度利用を進めます。

- 老朽化した木造建築が密集する市街地の改善や街なかの低未利用地の有効活用を図ります。
- 住宅と工場とが混在する地区では、土地利用状況を勘案し、職住複合の土地利用の誘導や住工の分離を促進します。

③沿道商業地(生活利便施設の集積)

- 一般市街地ゾーンの幹線道路沿いでは、利便性の高い生活環境を形成するため、用途地域をはじめとする各種の都市計画・建築規制に基づき、周辺環境や沿道景観に配慮した、中高層の集合住宅や商業・業務施設を中心とした複合的なまちづくりを誘導します。
- 市街地の拡大や周辺環境に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を抑制します。

④商業・業務地(多様な都市機能の集積)

- 高度都市機能集積ゾーンと都市機能集積ゾーンは、商業・業務地として商業施設や業務施設の立地を重点的に誘導し、高次な都市機能の集積を進めます。
- 新飯塚駅から飯塚駅、西鉄バスセンターにかけての一带は、中枢的な都市機能の集積を活かした中心市街地としての賑わいづくりを推進し、高密度な商業・業務地としての土地利用を進めます。

⑤工業地(周辺環境と調和した工業系土地利用の推進)

- 生産の効率性を高めるため、企業誘致を進め、操業環境の維持を促進します。
- 新規の開発においては、森林や水源などへの影響を抑え、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

(2) 自然的土地利用

①集落地(適正な土地利用の誘導)

- 田園集落ゾーンや森林保全ゾーンでは、既存集落における地域コミュニティの維持・形成を図るため、一定の生活利便性を確保することにより、緑豊かな環境でゆとりある住宅地形成を図ります。

②農地(優良農地の保全)

- 田園集落ゾーンでは、農業生産環境の持続を図るため、大規模開発などは、可能な限り用途地域指定区域及び生活圏の中心となる地域において行うものとし、原則として市街化を抑制します。
- 優良農地は、食料安定供給の拠点として、飯塚市農業振興地域整備計画に基づき、集団的農地として整備されている農用地区域を保全し、農地の無秩序な開発や土地利用転換を抑制します。
- 高齢化の進展や担い手不足によって生じている田園集落や山間集落における耕作放棄地については、集落営農組織への農地利用集積などにより、農地の効率的利用を促進します。

③森林(良好な自然環境の保全と活用)

- 森林、水辺などの良好な自然環境は、市土保全、水源かん養、郷土景観、土砂災害防止など公益的な機能が発揮されるよう、積極的に保全します。
- 太宰府県立自然公園に指定されている区域では、自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション需要への適切な対応を図るため、森林レクリエーション活動を活性化する担い手の育成を促進します。

2. 拠点整備の方針

2-1 基本方針

新飯塚駅から飯塚駅、西鉄バスセンターにかけての一带は、中心拠点にふさわしい、商業・業務（大規模集客施設含む）、総合行政、広域情報発信、広域交流（文化芸術）、都市型産業、医療（救急含む）・福祉、居住、交通結節の広域的な利用に資する高次な都市機能をもつ施設を重点的に誘導し、筑豊地域全体から人が集まる拠点を形成していきます。

地域拠点（穂波、筑穂、庄内、潁田の4拠点）では、地域コミュニティの中心地として日常生活に必要な商業・業務、身近な行政窓口、医療・福祉、居住、交通結節などの生活利便施設を重点的に誘導し、各生活圏の人が集まる拠点を形成していきます。また、それぞれの生活の中心となる地域においても利便性の確保・向上を図ります。

中心拠点及び地域拠点内では、道路や公園、排水処理施設などの基盤整備が比較的進んでおり、これらの都市基盤ストックを有効活用し、住宅や店舗、公共公益施設などの都市的土地利用を誘導するとともに、重点的に都市基盤整備を進めます。

また、多くの人が集い・交流する拠点の形成を目指すため、子どもや高齢者、障がい者などさまざまな人々に配慮し、既存の公共公益施設、空き店舗・空き事務所などを有効活用することにより、生活利便機能の充実を促進します。

さらに、産業の高度化を図るため、学術・研究開発拠点、工業拠点を中心とした産学官連携の強化を進めます。

その他に、観光交流の活性化を図るため、特色あるレクリエーション拠点、歴史観光拠点の形成を進めます。

2-2 主要施策

(1) 中心拠点

① 筑豊地域の拠点都市にふさわしい中心拠点の形成

- 既存の機能集積を活かしながら総合行政機能の広域拠点性を維持するとともに、業務施設や医療・福祉の集積・整備を促進し、市域全体の発展を牽引する機能の誘導を進めます。
- 賑わいある拠点形成を図るため、大規模集客施設の立地誘導や、買い回り性の高い商業機能、娯楽機能、広域交流機能、都市型産業機能の集積を図り、中心拠点にふさわしい市街地の整備を進めます。
- 中心市街地における定住人口の増加を促すため、民間活力を活かした商業・業務、医療・福祉機能と複合した中高層住宅などの計画的な立地を誘導します。
- 子どもや高齢者、障がい者を問わず、誰もが利用しやすい街なか空間を形成するため、交通結節点や公共公益施設、公園など人が多く集まる施設及びその周辺におけるバリアフリー化など、公共空間の質の向上を図ります。
- 街なかに賑わいを取り戻し、新たな交流活動や人々のネットワークが生まれる異業種交流、芸術文化交流の拠点となるよう、社会実験の積極的な創出と、多様な市民活動や起業が可能となる環境づくりに努めます。

(2) 地域拠点

①生活利便施設の集約立地の誘導と都市基盤の整備

- 地域拠点では、生活に密着した商業施設や身近な行政施設を誘導するとともに、それぞれの地域拠点にふさわしい都市基盤の充実を図るため、必要に応じて都市計画区域や用途地域の見直しの検討、地区計画の活用などを進めます。
- 地域拠点周辺の主要幹線道路沿いを中心に身近な生活利便施設を誘導し、地域拠点以外でも一定の生活利便性を享受できるまちづくりを推進します。

(3) 学術・研究開発拠点

①産学官連携を支援する学術・研究開発拠点の育成

- 学術・研究開発拠点では、地域と連携した研究開発施設の立地や集約化に向けた適切な土地利用の規制・誘導に努めます。
- 学術・研究開発拠点と住み良い住宅地が調和したまちづくりを進めるため、学術・研究開発拠点と中心市街地を結ぶ幹線道路では、安全で歩きやすい歩行環境の整備や拠点間を結ぶルートにふさわしい道路景観の形成を進めます。

(4) 工業拠点

①周辺環境と調和した工業拠点の形成

- 既存の工業団地及び新たに整備される工業団地は、それぞれの産業活動の効率化を促進するため、工業団地と主要幹線道路を結ぶ交通アクセス、利便施設の誘導による周辺環境の改善を図るとともに、企業誘致の促進や企業の撤退・市外流出を抑制する方策の検討を図ります。
- 社会経済状況などを勘案し、必要に応じて新たな工業拠点形成の検討を行います。なお、検討においては、関連する土地利用計画との整合を図り、周辺の生活環境や自然環境に配慮した開発を行うものとしします。

(5) レクリエーション拠点

①利用しやすく、多様なレクリエーションニーズに応じた施設の整備、改善

- 都市レクリエーション拠点は、それぞれの特性を活かし、利用しやすいような施設への改善を進めます。
- 自然・観光レクリエーション拠点は、市民や市外から訪れる人が健康づくりや身近に自然とふれあえる場としての整備や適切な維持管理を進めます。

(6) 歴史観光拠点

① 特色ある観光交流拠点の形成

- 旧伊藤伝右衛門邸、長崎街道内野宿、旧松喜醤油屋などの歴史観光拠点は、拠点性を高めるため、周辺の居住環境・道路空間・樹林地における一体的な景観の保全・創出により、歴史文化学習やふれあいの場としての活用を推進します。

拠点整備の方針図



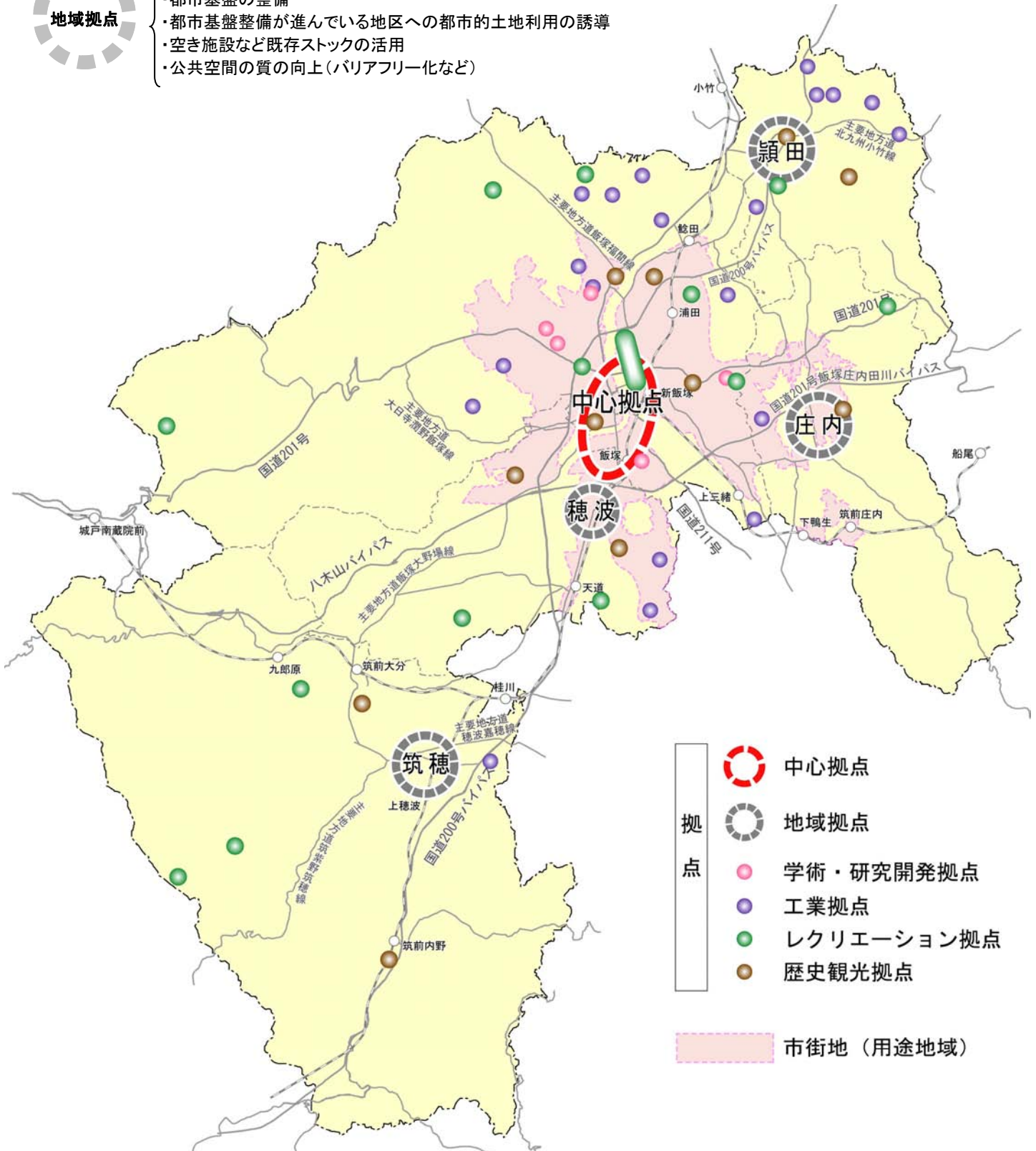
中心拠点

- ・高密度な土地利用の誘導
- ・大規模集客施設など高次な都市機能の重点的な誘導、市街地の整備
- ・商業・業務、医療・福祉機能と複合化した中高層住宅の立地誘導
- ・空き店舗・空地などの既存ストックの活用
- ・公共空間の質の向上（バリアフリー化など）



地域拠点

- ・生活に密着した商業施設、身近な行政施設の誘導
- ・都市基盤の整備
- ・都市基盤整備が進んでいる地区への都市的土地利用の誘導
- ・空き施設など既存ストックの活用
- ・公共空間の質の向上（バリアフリー化など）



- | | |
|------------|--|
| 中心拠点 | |
| 地域拠点 | |
| 学術・研究開発拠点 | |
| 工業拠点 | |
| レクリエーション拠点 | |
| 歴史観光拠点 | |
| 市街地（用途地域） | |

3. 交通ネットワークの方針

3-1 基本方針

都市間の多様な交流活動を促進するとともに、拠点の都市機能や福岡市・北九州市両都市圏の高次都市機能を円滑に受けられるようにするため、交流活動の活性化に資する交通基盤の維持・整備及び公共交通の効率化を図ります。

特に、自動車交通は、産業活動、都市活動、生活、観光の各方面において主要な役割を担っており、今後とも広域流動を支えるネットワークの形成に努めます。

また、「将来の都市の構成」(P36 参照)において示した放射環状型の連携軸(広域骨格軸、都市骨格軸、環状連絡軸)を支える交通ネットワークの形成に向け、各軸に対応した広域都市間幹線道路、都市間幹線道路、都市内幹線道路、及び補助幹線道路を配置し、各々の道路が機能を発揮できるよう、都市計画道路をはじめとした関連する道路の整備を進めます。

その他、公共交通ネットワークの形成を図るため、地域公共交通サービスの確保や交通結節点の機能を充実していきます。さらに、道路空間の質を高めるため、地域資源を生かした回遊性の向上を図るとともに、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者の視点に立った、交通施設の改善や道路の維持管理の充実を図ります。

第3章

【道路の位置づけと機能】

軸	位置づけ	機能	主な対象路線	ネットワーク
放射型	広域骨格軸 広域都市間幹線道路	福岡市・北九州市をはじめとした県内各地への流動の主要なルートとして広域的な連携を担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 201 号八木山バイパス ・ 国道 201 号飯塚庄内田川バイパス(一部、都市計画道路弁分下三緒線・下三緒多田線) ・ 国道 200 号バイパス(一部、都市計画道路颯田穂波線) 	広域道路ネットワーク
	都市骨格軸 都市間幹線道路	広域都市間幹線道路を補完し、中心拠点及び地域拠点相互を結ぶ放射型の都市骨格を形成するとともに、隣接都市への連携を担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 201 号(一部、都市計画道路伊川大谷線) ・ 国道 211 号(一部、都市計画道路菰田鶴三緒線・目尾忠隈線) ・ 主要地方道飯塚福岡線(一部、都市計画道路鯉田中線) ・ 主要地方道(飯塚大野城線、北九州小竹線、筑紫野筑穂線、穂波嘉穂線) など 	
環状型	環状連絡軸 都市内幹線道路	広域都市間幹線道路、都市間幹線道路を補完し、環状型の都市骨格を形成するとともに主に地区間連携を担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路(川津相田線、新飯塚花瀬線、菰田幸袋線、片島天道線、立岩下三緒線、柳ヶ谷畝割線、鯉田上三緒線、有井大坪線、安丸道祖線) ・ 一般県道口の原稲築線(一部、都市計画道路有安道祖線) ・ 一般県道(鶴三緒田川線、飯塚穂波線、鯉田停車場有井線、高田天道停車場線、大分太郎丸線) など 	生活道路ネットワーク
—	— 補助幹線道路	各幹線道路を補完し、主に市街地及びその周辺の地域のアクセスなどを担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路(相田伊岐須線、枝国小正線、滝ヶ下弁分線、楽市南尾線、南尾平恒工業団地線、南尾平恒山淵線、楽市迂回線、徳前旭町線、柏ノ森忠隈線、下田目尾線、柏木町幸袋線、水洗安丸線、目尾忠隈線の一部、菰田鶴三緒線の一部) ・ 主要地方道大日寺潤野飯塚線 など 	

3-2 主要施策

(1) 道路ネットワークの形成

① 広域道路ネットワークの充実

- 本市と他都市を結ぶ主要な交通軸として、広域移動・広域物流における利便性強化や市内幹線道路における渋滞の解消に向け、国道201号飯塚庄内田川バイパスの整備促進を積極的に働きかけていきます。
- 本市の放射環状道路網の形成に向け、円滑な交通体系の整備を進めていきます。特に、放射型道路網における渋滞の緩和に向け、主要地方道飯塚福間線、一般県道飯塚穂波線の整備促進を積極的に働きかけていきます。

② 生活道路ネットワークの形成

- 市内のどこからでも拠点の生活利便施設を快適に利用できる交通環境の形成を図るため、都市計画道路の計画的な整備・改良を進めます。
- 計画決定されてから長期間未着手のままとなっている都市計画道路については、計画道路周辺の交通網や土地利用の変化などを把握し、整備の方向性を検討します。
- 消火活動・災害復旧活動などを行うことのできる十分なスペースを有する道路など、災害時にも有効に機能する道路の整備を進めます。また、主要交差点の改良、道路の拡幅などによる円滑な交通環境の創出に努めます。

(2) 公共交通ネットワークの形成

① 地域公共交通サービスの確保

- 公共交通が不足している地域での交通手段を確保するため、中心拠点・地域拠点への交通利便性を高める公共交通網の形成を図ります。
- 本市には鉄道、バス、コミュニティバスなどの公共交通があり、それぞれの円滑な運行を支える道路空間の改善（幅員、バス停空間、すみ切りなど）を進めます。
- 歴史資源の教育・観光への活用を促進するため、パークアンドライドや循環バスなど街なかとの連携を高める交通施策の検討を進めます。

② 交通結節点の機能強化

- 駅前広場や主要なバス停などの交通結節点（乗り継ぎ拠点）においては、円滑な乗り継ぎに向けた改善を進めます。
- 駅などの主要な交通施設周辺においては、違法駐車・駐輪対策を行うとともに、必要に応じて駐車場・駐輪場の整備を行います。
- パークアンドライドやキスアンドライドに適した駅前広場の整備を推進することにより、公共交通ネットワークの利便性を高めます。

(3) 道路空間の質の向上

① 地域資源を生かした回遊性の向上

- 既存の道路や緑道、公園、河川敷などを活用し、歩行者や自転車が快適に回遊できる空間を形成します。
- 市外からの来訪者にもわかりやすく快適な観光ができるよう、駅やバスターミナルなどの主要交通施設や観光拠点における案内情報の充実を進めていきます。

② 快適に歩ける道路や人にやさしい交通施設の改善

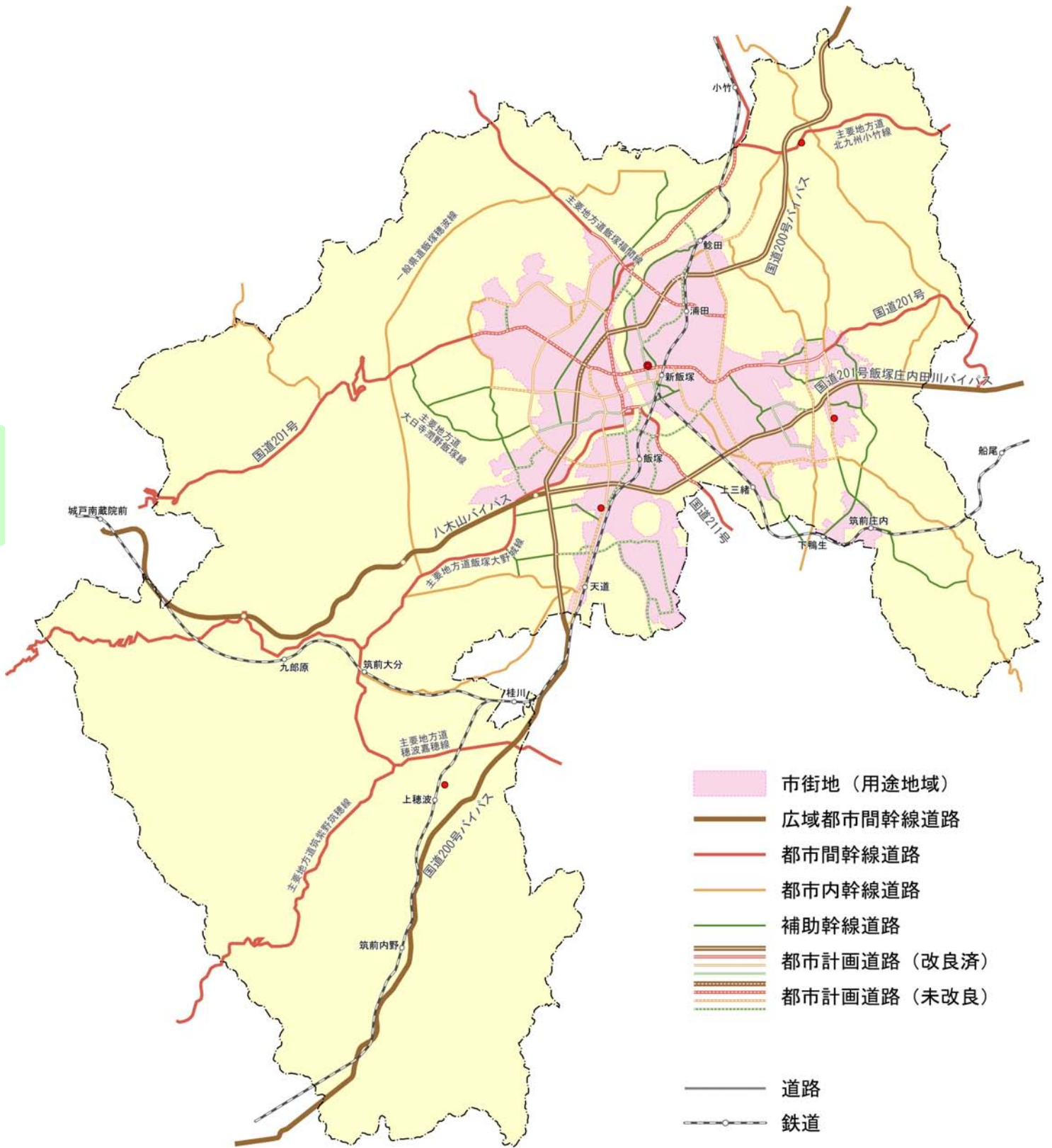
- 通学路などの歩行者交通の多い区間では、歩道の設置・改良により歩行者、自転車、自動車が共存できる道路の整備を進めます。
- 住区内における交通の安全を確保するため、可能な限り通過交通が流入しないよう、必要に応じて周辺道路の整備・改良に取り組みます。
- 駅周辺や中心市街地、地域生活拠点などの人が多く集まる場所において、誰もが安全・快適に移動できるよう、バリアフリー化、違法駐車・駐輪対策、交通安全対策などを進めていきます。

(4) 維持管理の充実

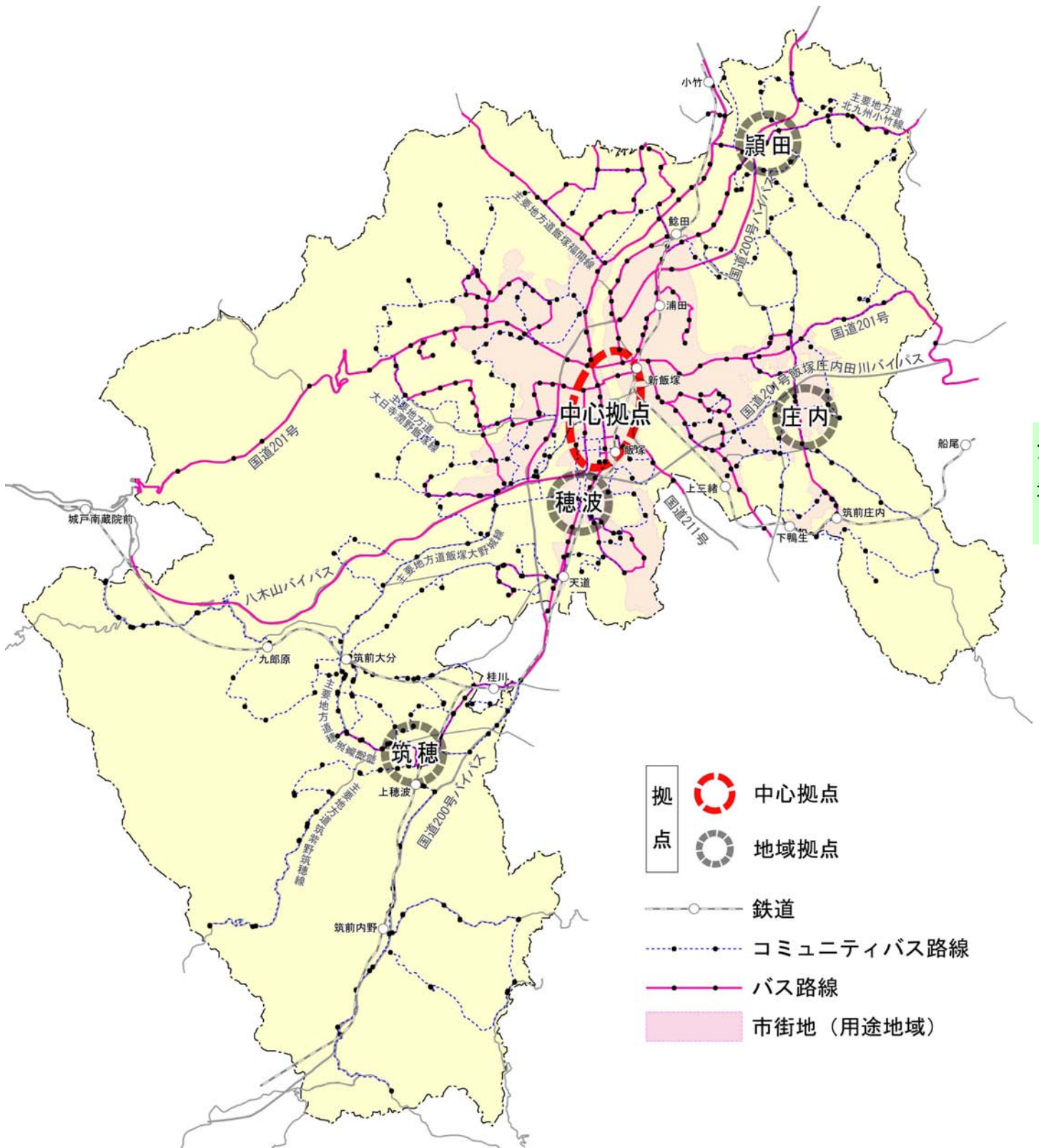
① 協働による道路の維持管理・活用

- 道路整備における計画段階からの市民参加を促すとともに、市民との協働による道路の維持管理を行う仕組みを検討します。
- 道路での美化活動や地域のイベント活用など、道路への愛着が高まるような意識啓発に努めます。

道路ネットワーク方針図



公共交通ネットワーク方針図



第3章

4. 水・緑・歴史のまちづくりの方針

4-1 基本方針

水・緑・歴史が都市空間と融和した個性的な都市づくりに向け、市街地内の身近な公園・緑地を充実させるとともに、次世代に継承すべき自然資源を適切に保全・活用した環境にやさしいまちづくりを進めます。

河川や道路を活用し、市内外の人々が本市の水・緑・歴史に親しみながら市内を回遊し、新たな交流を生み出すまちづくりを目指します。

また、魅力的な街並みが感じられるようにするため、歴史情緒のあるまちづくりの推進や、都市部の活力や郊外部の豊かな自然環境、盆地の山並みや多様な顔を持つ河川などの地域資源を活かした良好な景観の形成を進めます。

さらに、市民に親しまれる自然環境や景観の形成を図るため、地域の意向や要望に応じて市民との協働による保全や維持管理の仕組みづくりを進めます。

4-2 主要施策

(1) 公園・緑地の充実

① 日常的に利用できる身近な公園の充実

- 生活の利便性や快適性を高めるため、飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画との整合を図り、都市公園、開発公園など同じ機能を有する空間の重複整備を避け、適切な配置・整備を進めます。
- 子育てや高齢者・障がい者の生活支援などの取組と連携した利用を図り、誰もが利用しやすいコミュニティの場として、既存の公園・緑地の再整備や公園施設のバリアフリー化などを進めます。

② 身近な緑の保全・創出

- 森林や河川などの自然植生、市街地における公園や街路樹などを含めて、都市に潤いを創出する計画的な緑地環境を保全するため、緑の基本計画を策定します。
- 市街地内の快適性を高めるため、中心拠点や地域拠点では、主要幹線道路や幹線道路における連続的な植樹の形成、オープンスペースの確保に努めます。
- 公園・緑道・河川敷においては、身近な緑にふれる場として利用しやすい整備・改善を進めます。
- 良好な都市環境を形成するため、住民・事業者の理解と協力を得ながら、敷地まわりの緑化を促進します。

(2) 環境にやさしいまちづくりの推進

① 優れた自然環境の保全

- 自然環境を保全すべき地域では、自然公園法・森林法に基づく適切な規制を図り、多様な生物の生息空間としての良好な環境を確保していきます。
- 市民や事業者との協働による緑化の推進や保全に向けて、自然環境に関わる情報公開を促進します。

② 生態系ネットワークの形成

- 生態系ネットワークの形成を図るため、河川浄化や森林美化活動の促進を図るとともに、山林・里山や河川・ため池における生物の生息環境の保全に努めます。
- 開発に伴う自然環境や生態系への影響に対する市民の理解と関心を高めるため、全市的な自然環境の実態に関する情報の把握や適切な環境アセスメントの実施を促進します。

③ 健全な水循環を担う排水施設の整備

- 市民の理解と協力を得ながら、公共下水道事業整備区域における未整備区域の整備促進に努めます。
- 公共下水道事業整備区域外においては、今後の人口や土地利用の動向などを見定めながら、農業集落排水、浄化槽など、各地域に最も適した整備を進めます。

④ 廃棄物処理施設の適切な維持・更新

- 廃棄物処理施設の長寿命化や将来需要に対応した施設整備を検討します。
- リサイクルプラザでは、廃棄物の減量化に向けた資源物の分別徹底を促進するとともに、施設の適切な維持管理を図ります。

⑤ ごみの減量化の促進

- 市民一人ひとりのごみ減量化に向けた意識啓発や、堆肥化による農地などへの還元策の検討を促進します。

(3) 歴史を活かしたまちづくりの推進

① 歴史的建造物や伝統的街並みの保全・活用

- 旧伊藤伝右衛門邸周辺や長崎街道内野宿周辺では、歴史的情緒を大切にしたい街並みの形成に努めます。また、多くの人々が歴史に親しむことのできる環境を創出します。

② 歴史資源と一体となった緑の保全

- 寺社林や鎮守の森など、歴史資源と一体となったまとまりのある緑は、風致地区の指定などによる保全を検討します。

(4) 地区特性を活かした景観の形成

① 特色ある都市景観の形成

- 中心拠点では、本市のイメージを代表する質の高い都市景観の形成を図ります。また、地域拠点においても生活利便施設の集積や整備状況にあわせ、それぞれの特性に合った適切な景観整備の検討を進めます。

② 良好な沿道景観の形成

- 国道 200 号バイパス及び国道 201 号沿道など、沿道型店舗の出店が多い地域においては、建物の形態や色彩及び屋外広告物などが乱立しないような沿道景観の形成や、良好な道路景観の形成に取り組みます。

③ 個性ある地区景観の形成

- 地区計画が既に定められている地区では、良好な地区景観を維持します。
- 地域を象徴する自然・歴史的要素の保全やそれぞれの良さを感じられる景観整備に向けて、地域の意向に基づき、地区計画の活用などにより、景観のルール化を支援します。
- 優良景観に対する表彰制度の実施を検討するなど、景観や街並みに対する関心を高める取組を進めます。

④ 良好な自然景観の形成

- 都市と自然が共生するまちにふさわしい景観を保持するため、田園集落ゾーンや森林保全・活用ゾーンにおいて、農地、森林、水辺など自然景観要素の保全を図ります。
- 遠賀川や穂波川をはじめとする都市と自然をつなぐ河川・河川敷は、動植物とのふれあいの場や市街地のオープンスペースとして、周辺の土地利用に応じた適切な河川景観の整備を促進します。

(5) 協働による取組の促進

① 地域資源の掘り起こしや啓発活動の促進

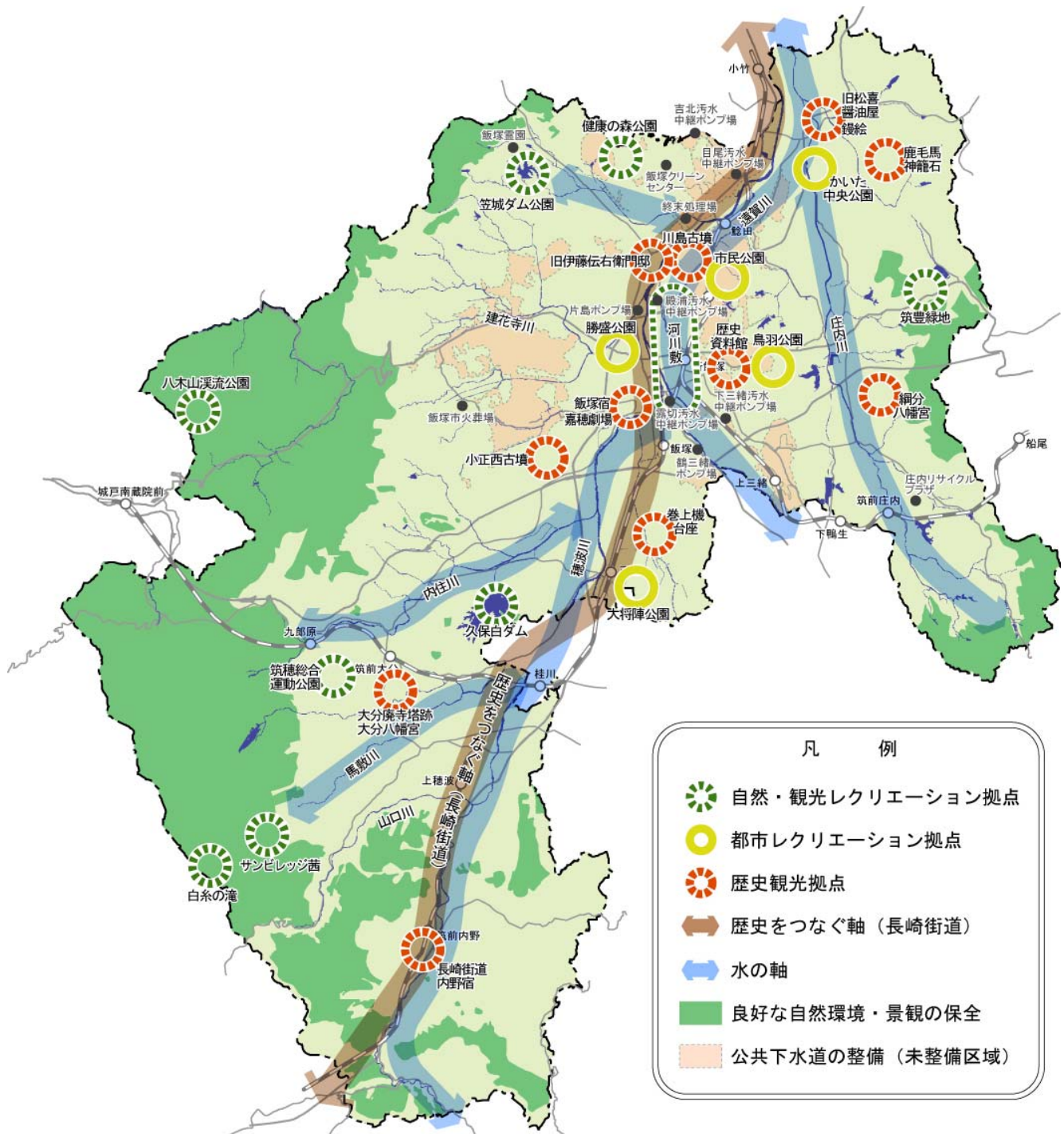
- 身近な里山・樹林地、水辺及び歴史的な街並みなどの適切な維持・保全を図るため、市民との協働により、地域に残る魅力ある自然資源、歴史資源の掘り起こしを進めます。また、文化や風土など、それぞれの地域特性にあった資源の保全・活用を検討します。
- 「こどもエコクラブ」などの環境教育の機会拡大を促進し、環境保全への意識が高まるような環境教育、自然体験の場を創出します。あわせて、小中学校における環境教育の充実、家庭向けの環境に関する催しや学習会など環境教育・啓発を促進します。

② 公園などの公共空間の維持管理

- 公園や緑道などがより多く利用されるよう、手入れの行き届いた維持管理については、市民との協働により行う仕組みづくりを検討します。

水・緑・歴史のまちづくりの方針図

第3章



水の軸	<ul style="list-style-type: none"> 身近に水や動植物に親しめる場づくり 適切な河川景観の整備促進
歴史をつなぐ軸 (長崎街道)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物や伝統的街並みの保全・活用 歴史資源と一体となった緑の保全
緑の保全軸	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然環境の保全・活用 河川、里山と一体となった生態系ネットワークの形成

5. 安全で安心して暮らせるまちづくりの方針

5-1 基本方針

子どもや高齢者、障がい者を問わず、すべての人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるようなまちづくりに努めていきます。

また、自然災害や都市災害に強く、災害が起きても被害を最小限に抑えられる防災性の高い都市づくりを進めます。

さらに、良好な居住環境を形成するため、交通安全や防犯対策を進めていきます。

5-2 主要施策

(1) 誰もが快適に利用できる、人にやさしい都市環境の形成

① 施設のバリアフリー

- 誰もが利用しやすい都市環境を形成するため、駅やバスセンターをはじめ、多くの人が利用する公共空間（公園・道路・公共公益施設）では、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者の視点から見た施設の点検や改善策の検討などを進めます。
- 公園や公共公益施設における多目的トイレの設置や道路空間における休息空間（ポケットパーク・ベンチ）など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設の整備に努めます。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 農地や森林の保全

- 防災性の高い市街地や集落地の形成に向け、災害防止機能を有する農地・森林を保全していきます。

② 総合的な治水対策の推進

- 浸水被害を防止し、水害に強いまちづくりの実現に向けて、記録的な豪雨が将来も起こりうるといった危機意識を常に念頭に置き、近年大きな浸水被害をもたらした河川や浸水被害が多く発生している河川を中心として、国・県管理河川における河川改修を要望するとともに、河川改修に連携した河道や排水路、調整池の整備・改修による総合的な治水対策を推進します。
- 土砂災害や浸水被害の危険性が高い区域について、その危険性の周知と宅地化の抑制を図ります。
- 河川・橋梁・排水施設などの治水事業の推進や災害発生時における情報システムなどの対策を促進します。

③都市防災対策の充実

- 災害に強い市街地形成に向けて、都市施設の適切な配置や建物の不燃化及び耐震化などによる改善を進めるとともに、老朽家屋の建替を促進するため、住民の理解と協力を得ながら、密集住宅市街地の整備改善に向けた検討を行います。
- 飯塚市地域防災計画に基づき、災害時の避難路、避難場所や防災活動に関する情報提供、危機管理体制の充実など、地域の防災拠点施設や関連する都市施設の整備を進めます。
- ライフラインの強化を図るため、道路・橋梁などの交通施設、上下水道施設の長寿命化・耐震化に向けた改善を促進します。

(3)交通安全対策の充実

①生活道路への通過車両の流入抑制

- 安全な生活道路を確保するため、通過交通の流入抑制に向け、広域都市間幹線道路や都市間幹線道路、都市内幹線道路の整備を促進します。
- 集客性の高い施設周辺などでは、地域が主体となって通過交通の流入を抑制するルールの検討を支援します。
- 交通量や生活利便施設の立地状況、自動車、自転車・歩行者の利用状況を踏まえ、必要性の高い道路から歩車分離など交通環境の充実を図ります。

②事故がおきにくい交通環境の整備

- 交通の死角をなくし、事故のおきにくい交通環境の整備を図るため、教育施設や医療・福祉施設周辺を中心に、見通しの悪い交差点や道路、狭あいな歩道区間、植栽帯の改善を進めるとともに、道路照明灯や反射鏡、横断防止柵の充実に努めます。
- 人が多く集まる施設周辺での事故を抑制するため、事業者と連携・協力し、交通安全対策を推進します。
- 大規模集客施設などの開発においては、道路の環境変化を予測した交通安全対策について適切な指導を行います。

(4)防犯性の高いまちづくりの推進

①都市基盤や公共公益施設の防犯性の強化

- 公園や道路、公共公益施設や駐車場においては、防犯性の高い適切な整備や維持管理を行うとともに、照明灯設置の充実を図ります。

②地域防犯活動への支援

- 地域の防犯性を高めるため、地域住民との協働によるハザードマップの作成や地域の自主的な防犯活動への支援に努めます。